

「森林ボランティア支援室」の設置について

1 趣旨

森林・林業基本法及び森林・林業基本計画において、国民等の自発的な活動（森林ボランティア活動）の推進が位置づけられるとともに、平成14年12月の「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の主な取組のひとつとして、国民参加の森づくり等の推進を図ることとされ、社会全体で森林の整備・保全を支えていく必要性和気運が全国的に高まっている。

最近の森林ボランティア等の調査においては、活動団体数が1000団体を超え、また、それぞれの団体においても、継続的な活動のための内容の工夫や作業技術の向上による安全の確保の取組等、活動内容も高度化してきている段階にある。

林野庁としては、これまで、国土緑化推進機構等と連携して、このような森林ボランティア活動等を推進するための施策を展開してきたところであるが、森づくりに関わりたいという市民や団体からは、森林ボランティア活動に関する相談や情報交換等に係る林野庁としての窓口の一元化への期待が高まっている。

これらのことから、今般、森林保全課内に「森林ボランティア支援室」を設置し、ボランティア活動の更なる発展と円滑な運営を支援するものである。

2 体制

(1) 設置場所

森林整備部森林保全課内

(2) スタッフ

森林保全課監査官（緑化担当）、緑化推進班担当課長補佐、国民参加推進係長

(3) 連絡先

電 話：03-3502-5721（ダイヤルイン）

03-3502-8111 内線 6312、6319、6323

FAX：03-3502-2104

E-MAIL：volunteer@nm.maff.go.jp

3 機能

(1) 森林ボランティア情報の収集・発信

1) 森林ボランティアに関する情報収集・整理

- ①団体の現状の情報収集・整理
- ②森林ボランティアにかかる市民からの要請等の情報収集・整理
- ③地方公共団体における森林ボランティア受け入れ仕組みの情報収集・整理
- ④国有林における森林ボランティア受け入れ仕組みの情報収集・整理
- ⑤森林ボランティアに関する国庫補助事業等の情報収集・整理

2) 森林ボランティア活動にかかる情報発信

政府、林野庁等の広報媒体を通じ情報発信

(2) 森林ボランティア活動に関する各種問い合わせへの対応

1) 森林ボランティア団体等や個人からの要望への対応

2) 森林ボランティア活動に関する情報の提供

(3) 森林ボランティア活動促進のための関係機関との連携・連絡調整

1) 地方公共団体・国土緑化推進機構との連携・連絡調整

- ①地方公共団体との連携・連絡調整
- ②国土緑化推進機構（森林ボランティア全国連絡室）との連携・連絡調整

2) 森林ボランティア団体等との連携・連絡調整

- ①連絡会議の設置（Web 上での意見交換会等）
- ②関係団体の企画との連携（フォーラムの開催等）
- ③地域支援体制の確立（中核ボランティア団体とのホットラインの確立）

3) 森林ボランティア支援企業等との連携・連絡調整

4) 林野庁内連絡調整

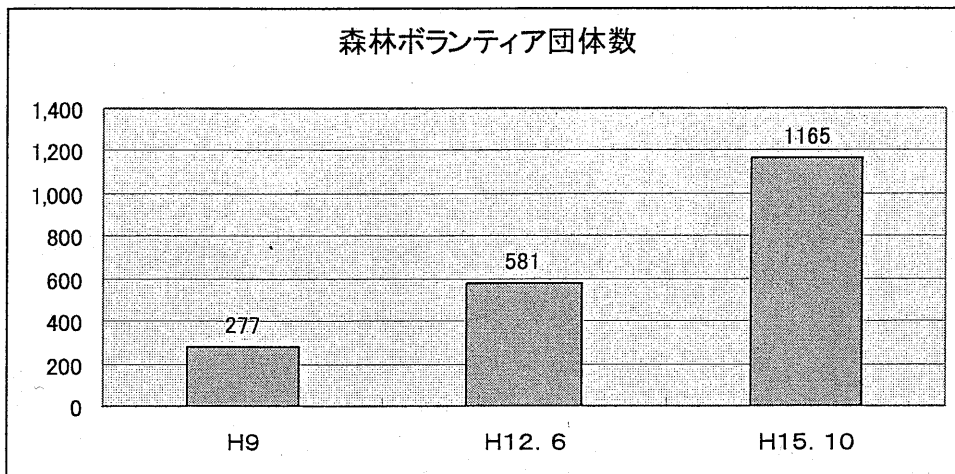
(4) その他

その他森林ボランティアに関する事項への対応等

森林ボランティア団体数について

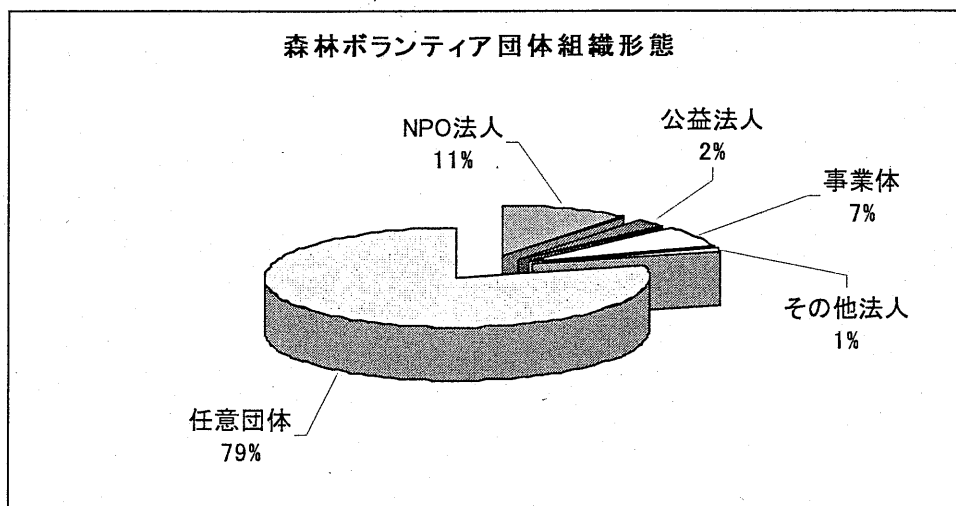
1 森林ボランティア団体数の推移

- ・森林づくり活動を自発的に行う団体（森林ボランティア団体）数は、平成12年の581団体に比べ、約2倍の1,165団体と大幅に増加した。



2 森林ボランティア団体の組織形態（平成15年10月）

- ・森林ボランティア団体の組織形態は、任意団体が約80%を占め、次いでNPO法人が約10%となっている。



注) NPO 法人：特定非営利活動促進法に基づき設立された団体、 公益法人：民法第34条に基づき設立された社団法人又は財団法人、 事業体：一般企業、森林組合、漁協等の事業を行う団体、 その他法人：前述以外の法人格を持つ団体、 任意団体：法人格を持たない団体（職場の有志からなる団体を含む）